恒

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一
 丁
 目
 2
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

			1/\	
条	例			ページ
	◎地方公務	务員法及	び地方自治法の一部を改正する	る法律の
	施行に。	よる会計	年度任用職員の制度の導入に位	半う職員
	の給与に	こ関する	条例等の一部を改正する条例	3
	◎成年被後	後見人等	の権利の制限に係る措置の適	E化等を
	図るため	りの関係	法律の整備に関する法律の施行	うによる
	地方公司	务員法の	一部改正に伴う関係条例の整理	理等に関
	する条例	īJ		12
	◎高知県月	民生委員	定数条例の一部を改正する条件	列 13
	◎高知県心	心身障害	者扶養共済制度条例の一部を) 近正する
	条例			13
	◎高知県夢	夢・志チ	ャレンジ基金条例の一部を改	Eする条
	例			13
	◎高知県層	是外広告	物条例の一部を改正する条例	13
	◎高知県認	忍定こと	も園条例の一部を改正する条件	列 13
	◎高知県児	見童福祉	施設の設備及び運営に関する	基準を定
	める条例	前の一部	を改正する条例	14
	○真知胆變	这宏王悉	料郷収冬個の一部を改正する	冬個 1/

公布された条例のあらまし

- ◆地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第10号)
- 1 条例改正の目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 第1号会計年度任用職員の給与の種類

第1号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の給与の種類は、報酬及び期末手当とすること。(職員の給与に関する条例第25条、公立学校職員の給与に関する条例第25条及び警察職員の給与に関する条例第25条)

- (2) 第1号会計年度任用職員の報酬
- ア 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)以外の職員をいう。以下同じ。)の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定めることとすること。(職員の給与に関する条例第25条の2、公立学校職員の給与に関する条例第25条の2)
 - (ア) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相当職」という。)にあっては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相当職以外の職」という。)にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (イ) 日額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (ウ) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額
- イ 第1号会計年度任用職員には、アの報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給すること。 (職員の給与に関する条例第25条の3、公立学校職員の給与に関する条例第25条の3及び警察職員の給与に関する条例第25条の3)
- (ア) 初任給調整手当
- (イ) 地域手当
- (ウ) 特殊勤務手当
- (エ) 時間从勤終主当

- (才) 休日勤務手当
- (カ) 夜間勤務手当
- (キ) 宿日直手当
- (ク) 農林漁業普及指導手当(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。)
- (ケ) 定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当(公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。)
- (3) 第1号会計年度任用職員の費用弁償

第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の5、公立学校職員の給与に関する条例第25条の5)

(4) 第1号会計年度任用職員の期末手当

第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)に、常勤の職員の例により支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の6、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び警察職員の給与に関する条例第25条の6)

(5) 第2号会計年度任用職員の給料

第2号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定めることとすること。(職員の給与に関する条例第25条の8、公立学校職員の給与に関する条例第25条の8及び警察職員の給与に関する条例第25条の8)

(6) 第2号会計年度任用職員の期末手当

第2号会計年度任用職員の期末手当は、任期が6箇月未満である職員を除き、支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の9)

- (7) 会計年度任用職員の育児休業等について、所要の規定の整備を行うこと。(第7条関係)
- (8) 会計年度任用職員の退職手当について、所要の規定の整備を行うこと。(第12条関係)
- (9) この条例による改正前の非常勤職員であった者で第1号会計年度任用職員となったものの報酬については、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができること。(附則第2項関係)
- (10) 会計年度任用職員に対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定については、この条例による改正前の臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとすること。(附則第3項関係)
- (11) その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例(高知県条例第11号)

1 条例改正の目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

- ◆高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例(高知県条例第12号)
- 1 条例改正の目的

3年間の任期が終了し、令和元年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。

- ◆高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)
- 1 条例改正の目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われ、心身障害者扶養共済制度に係る国の条例準則が一部改正されたことに伴い、心身障害者に代わって年金を受領し、管理する年金管理者の資格要件について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

- ◆高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)
- 1 条例改正の目的

国において大学等における授業料等の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金制度が拡充されることを考慮し、高知県夢・志チャレンジ育英資金の給付額を見直す等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

- ◆高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例(高知県条例第15号)
- 1 条例改正の目的

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の規定に基づき都道府県等が定めることができる屋外広告物及び掲出物件の維持の方法の基準について、国が定める屋外広告物条例ガイドラインが一部改正されたことを考慮し、許可を受けて屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加することとした。

2 施行期日等

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の高知県屋外広告物条例第19条の2の規定は、更新の許可を受けようとする許可の期間が同日以後に開始する広告物又は掲出物件について適用することとした。

- ◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例(高知県条例第16号)
- 1 条例改正の目的

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府

文部科学省令第1号)が一部改正され、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては耐

厚生労働省

火建築物であること等の現行の幼保連携型認定こども園の設備の基準を維持することとされたこと等を考慮し、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成31年高知県条例第1号) においてその例によることとされる児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号) の規定を準用することとするよう必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
 - この条例は、公布の目から施行することとした。
- ◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (高知県条例第17号)
- 1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が一部改正され、児童福祉施設のうち保育所の設備の基準について、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては耐火建築物であること等の現行の基準を維持することとされたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第32号)の引用規定の整理をすることとした。

- 2 施行期日
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第18号)
- 1 条例改正の目的

運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)の一部改正を考慮し、運転免許証の更新の際の試験及び交付に係る手数料の追加等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。

条

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 会和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第10号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の報酬、費用弁償(費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。)及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第2条中「以外の者」を「以外の者(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)である者、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含む。)」に改める。第25条を次のように改める。

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。 第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

- 第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員(第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。)の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
 - (1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職 (以下「行政職相当職」という。)にあっては行政職給料表2級17号給の額に、行 政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相 当職以外の職」という。)にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が 定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分 で除して得た数を乗じて得た額
 - (2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2 級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2 級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮し

て任命権者が定める額を、21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度 任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。
- 第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。
- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 夜間勤務手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 農林漁業普及指導手当
- 第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額 した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ 在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除 く。)に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規 則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規 定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の給料)

- 第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度 任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項の規定の適用については、 同項中「職員に」とあるのは、「職員(任期が6箇月未満である職員を除く。)に 」とする。

(休職にされた会計年度任用職員の給与)

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各 号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41 号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休 職の期間中いかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第4条、第4条の3から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の4、第13条の2、第13条の3、第19条の2、第22条、第23条の2、第23条の4及び第26条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第26条第4項中「(昭和26年高知県条例第41号)」を削る。

第27条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改める。

別表第1備考中「ただし、第25条に規定する職員を除く。」を削る。

(高知県職員定数条例の一部改正)

第2条 高知県職員定数条例(昭和24年高知県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「2箇月以内の期間を定めて雇用される者及び」を削り、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項各号に掲げる職員である者、同法第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職を占める者及び同法第28条の5第1項」に改める。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する者」を「規定する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。) | に改める。

第2条第7項中「同表に」を「一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して」に改める。

第5条第1項中「日額報酬」を「日額報酬又は1時間当たりの額による報酬」に、「勤務日数」を「勤務日数又は勤務時間数」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 年額報酬を受ける者の報酬の支給方法は、任命権者が定める。

第7条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

別表第2中

審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行 令第17条第2項の規定により中央 選挙管理会が定める額
	1

を

審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行 令第17条第2項の規定により中央 選挙管理会が定める額
上記以外の者で地方公務員法第3条第3項 第2号又は第3号に掲げる職にあるもの	年額、月額、日額又は1時間当た りの額により予算の範囲内で任命 権者が知事と協議して定める額

に改める。 別表第3を次のように改める。	別表第3 (第2条、第3条関係)		
別衣角さを扒いように収める。	区分	報酬	
	統計調査員	日額12,000円以内(月額で報酬額を定める者にあっては、月額240,000円以内)で任命権者が知事と協議し	
	男女共同参画苦情調整委員		
	土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の3に規 定するあっせん委員及び同法第15条の8に規定する仲 裁委員		
	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第65条第 1 項に規定する評価員		
	労働委員会のあっせん員		

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例 (昭和29年高知県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費」を「旅費 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。)」に改める

第2条第1項第4号中「採用された職員」を「採用された職員(地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。)」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「臨時及び非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。)を除く」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員を含む」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第5条中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年 高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
- ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続き在職した 期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
- イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす

るもの

- 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。
- (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達 日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「法定育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児 休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合 に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ る場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と 当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であっ て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるも のにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいず れにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法定育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育

児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において法定育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第7条第2項中「職員のうち」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項各号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち」に改める。

第8条第1項中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が」に改める。 第23条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」 に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の 5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「再任用短 時間勤務職員」という。)を除く。)
- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非 常勤職員

第24条第1項中「をいう。)」を「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)」に改め、同条第2項中「職員に」を「職員(非常勤職員を除く。)に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下この項において「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第25条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務 しない場合には、一般職員給与条例第25条の4、学校職員給与条例第25条の4又は警 察職員給与条例第25条の4の規定にかかわらず、常勤の職員(会計年度任用職員以外 の職員をいう。)の例により減額して報酬を支給する。

第27条中「(次条の規定を除く。)」を削る。

第28条を削る。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項の」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号) の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改める。

第3条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項各号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第12条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「第28条の4第1項」を「第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員(第10条第14項において「臨時的任用職員」という。)で60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用されたもののうち公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の適用を受ける者及び地方公務員法第28条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令 又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、 又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに 至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することと されているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤 続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並び に第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の 通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規 定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について は、この限りでない。

第7条第1項中「職員として」を「職員としての」に改め、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

- 第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて 12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、 同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて 職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続い て勤務した期間
- 第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎 となる勤続期間の計算について準用する。

第8条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中 「前条」を「第7条」に改め、同条第5項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め ろ

第10条第14項中「第22条第 2 項の規定による」を「第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員及び」に改める。

第30条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第30条 削除

第31条に見出しとして「(退職手当の特例)」を付し、同条中「、第10条及び前条」を「及び第10条」に改める。

附則第30項中「(昭和29年高知県条例第37号)」を削り、附則に次の2項を加える。

- 37 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。
- 38 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第7条の2の規定の適用については、同条各号中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(高知県特別会計設置条例の一部改正)

第13条 高知県特別会計設置条例(昭和39年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「賃金」を「給料、手当」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1項中「企業職員(臨時及び非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く」を「地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員を含む」に改める。

第18条第3項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(会計年度任用職員の給与)」を付し、同条を次のように改める。

第19条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給料は、常勤の職員 (第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。次条にお いて同じ。)との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定め る。

第19条の次に次の4条を加える。

- 第19条の2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した給与を支給する。
- 第19条の3 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に対する第14条の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員(任期が6箇月未満である職員及び管理者が定める職員を除く。)」とする。
- 第19条の4 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。
- 第19条の5 第19条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「会計年度任用職員、再任用職員」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

第3条、第4条、第6条、第6条の3から第6条の5まで、第7条の2、第12条の2、第15条、第16条及び第18条第1項の規定は、第1号会計年度任用職員には、適用しない。

- 2 第3条、第4条、第6条、第6条の3から第6条の5まで、第7条の2、第12条の2、第15条及び第18条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員には、適用しない。 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第15条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償(費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。)及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第2条第1項中「掲げる者」を「掲げる者(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員

(以下「第1号会計年度任用職員」という。)である者、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)である者を含む。)」に改める。

第5条第2項中「別表第1行政職給料表」を「別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。) に改める。

第22条第3項中「「、6月」を「、「、6月」に改める。

第25条を次のように改める。

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

- 第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員(第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。)の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
- (1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職 (以下「行政職相当職」という。)にあっては行政職給料表2級17号給の額に、行 政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相 当職以外の職」という。)にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が 定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分 で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2 級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数を 7 時間45分で除して得た額
- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度 任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。
- 第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。
- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 定時制通信教育手当
- (4) 産業教育手当
- (5) 特殊勤務手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 休日勤務手当

- (8) 夜間勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 義務教育等教員特別手当
- 第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額 した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ 在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除 く。)に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規 則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規 定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の給料)

- 第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度 任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項の規定の適用については、 同項中「職員に」とあるのは、「職員(任期が6箇月未満である職員を除く。)に」 とする。

(休職にされた会計年度任用職員の給与)

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和31年高知県条例第40号)の規定により例によることとされる場合を含む。第27条第4項において同じ。)のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたとき(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)において準用する場合を含む。第27条において同じ。)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

- 第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。 (委任)
- 第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第

2 号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。 第26条を次のように改める。

(60歳紹臨時的任用職員の給料月額の特例)

第26条 60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員(以下 「60歳超臨時的任用職員」という。)の給料月額は、再任用職員の給料月額との権衡 を考慮し、任命権者が定める。

第26条の次に次の4条を加える。

(60歳超臨時的任用職員の期末手当の特例)

第26条の2 60歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、第22条 第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

(60歳超臨時的任用職員の勤勉手当の特例)

第26条の3 60歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、第23条 第2項第2号の規定を準用する。

(60歳超臨時的任用職員についての適用除外)

第26条の4 第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2 及び第16条の3の規定は、60歳超臨時的任用職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与の支給日の特例)

第26条の5 臨時的任用職員の給与の支給日については、第24条の規定にかかわらず、 任命権者が定める。

第27条第2項中「(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)において準用する場合を含む。第5項において同じ。)」を「第14条」に改め、同条第4項中「(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和31年高知県条例第40号)の規定により例によることとされる場合を含む。)」を「第1条の2各号」に改める。

第28条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第16条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改める。

(高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正)

第17条 高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を 次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項各号に掲げる職員である警察職員、同法第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職を占める警察職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第18条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように 改正する。 第1条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償(費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。)及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第2条中「高知県警察職員(」を「高知県警察職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)である者、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含み、」に改める。

第4条第2項中「別表第1行政職給料表」を「別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)」に改める。

第25条を次のように改める。

(第1号会計年度仟用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。 第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

- 第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員(第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。)の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
- (1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職 (以下「行政職相当職」という。)にあっては行政職給料表2級17号給の額に、行 政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相 当職以外の職」という。)にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が 定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分 で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表 2 級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数を 7 時間45分で除して得た額
- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度 任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。
- 第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。
- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当

- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 夜間勤務手当
- (7) 宿日直手当
- 第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額 した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ 在職する職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除 く。)に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規 則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規 定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の給料)

- 第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。
- 2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度 任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協 議して定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項の規定の適用については、 同項中「職員に」とあるのは、「職員(任期が6箇月未満である職員を除く。)に」 とする。

(休職にされた会計年度任用職員の給与)

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(会計年度仟用職員についての適用除外)

第25条の11 第4条(第6項を除く。)、第4条の2から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の3、第12条の2、第13条の2、第13条の3、第19条の2、第22条及び第26条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。 第26条第5項中「(昭和26年高知県条例第41号)」を削る。 第27条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改める。 (警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第19条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号) の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中 「臨時及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の 2第1項各号に掲げる職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改め る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による 改正前の職員の給与に関する条例(次項において「改正前の職員の条例」という。)第 25条、第15条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(同項において 「改正前の公立学校職員の条例」という。) 第25条又は第18条の規定による改正前の警 察職員の給与に関する条例(同項において「改正前の警察職員の条例」という。) 第25 条に規定する非常勤職員であった者で施行日において地方公務員法(昭和25年法律第 261号) 第22条の2第1項第1号に掲げる職員となったもの(施行日の前日及び施行日 において同種の職務に従事する職員である者に限る。) のうち、その者の受けることと なる報酬等相当年額(基本報酬(第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例 (以下この項において「改正後の職員の条例」という。) 第25条の 2、第15条の規定に よる改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の公立学 校職員の条例」という。) 第25条の2.又は第18条の規定による改正後の警察職員の給与 に関する条例(以下この項において「改正後の警察職員の条例」という。) 第25条の2 に規定する報酬をいう。)の年額と期末手当(改正後の職員の条例第25条の6、改正後 の公立学校職員の条例第25条の6又は改正後の警察職員の条例第25条の6に規定する期 末手当をいう。次項において同じ。) の年額との合計額をいう。) が旧報酬年額(施行 日の前日における報酬の月額を基礎として算定した報酬の年額をいう。) に達しないこ ととなる者の報酬については、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができ
- 3 施行日の前日において改正前の職員の条例第25条、改正前の公立学校職員の条例第25条又は改正前の警察職員の条例第25条に規定する臨時又は非常勤職員(以下この項において「旧臨時又は非常勤職員」という。)であった者で施行日において地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員となったものに対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間(職員の給与に関する条例第21条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項又は警察職員の給与に関する条例第21条第2項の基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間をいう。)の算定については、旧臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第12条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(丞任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

6 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年高知県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額(職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第25条の3又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額(給料の調整額に相当する額を除く。)を除く。)」とする。
- 3 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額に教職調整額の月額を加算した額」とする。

(知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正)

7 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例(平成15年高知県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

8 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年高知県条例第22号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「月額」を「月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額(給料の調整額に相当する額を除く。)を除く。))」に改める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第11号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備 に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関 する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により

失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第4項の規定の」に改める。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号及び第10号中「、若しくは失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように 改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により 失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により 失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第27条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第4項の規定の」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように 改正する。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により 失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により 失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第12号

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例

高知県民生委員定数条例(平成27年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。本則第3号中「132人」を「133人」に改め、本則第4号中「87人」を「88人」に改め、本則第7号中「74人」を「75人」に改め、本則第8号中「145人」を「146人」に改め、本則第9号中「111人」を「116人」に改め、本則第10号中「128人」を「127人」に改め、本則第33号中「53人」を「54人」に改める。

·-----

附則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第13号

高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

高知県心身障害者扶養共済制度条例(昭和46年高知県条例第26号)の一部を次のように 改正する。

第9条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第14号

高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例

高知県夢・志チャレンジ基金条例(平成28年高知県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次に掲げる額」を「月額4万円」に改め、同項各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県夢・志チャレンジ基金条例の規定は、この条例の施行

の日以後に新たに高知県夢・志チャレンジ育英資金(以下この項において「育英資金」 という。)の給付を受ける者について適用し、同日前から引き続き育英資金の給付を受 けている者については、なお従前の例による。

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第15号

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例

高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。 第19条第2項中「(第43条第1項第1号において「登録試験機関」という。)」を削 り、「合格した者」を「合格した者(以下「屋外広告士」という。)」に改め、同条の次 に次の1条を加える。

(点検義務)

- 第19条の2 第15条の規定による許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定める簡易な広告物又は掲出物件を除く。)の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷その他の異常の有無を点検しなければならない。
- 2 前項の規定による点検は、規則で定める広告物又は掲出物件については、屋外広告士 その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせ なければならない。

第20条中「前条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第43条第1項第1号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の高知県屋外広告物条例第19条の2の規定は、更新の許可を受けようとする許可の期間が同日以後に開始する広告物又は掲出物件について適用する。

······

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第16号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。第2条中「)において」を「。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。)において」に改める。

第6条第1号中「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第11条ただし書の規定」を「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年高知県条例第1号)第3条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「児童福祉施設基準省令」という。)の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限

る。) 」に改め、同条第2号中「児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号 の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第 1項第2号に規定するものに限る。) | に改め、同条第3号中「児童福祉施設基準条例第 12条から第14条まで、第16条(第4項ただし書及び第6項を除く。)、第21条及び第48条 (後段を除く。)の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基 準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。) 」に改める。

第10条第4項ただし書中「において」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例 第48条(後段を除く。)の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こど も園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。) (第12条第3項において 同じ。) | に改める。

第11条第3項ただし書中「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第 8号ア、イ及びカ」を「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定 (幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。) | に、「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまで」を 「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども 園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。) 」に改める。

第12条第3項中「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条(後段を除 く。) | を「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型 認定こども園基準府省令第7条第3項に規定するものに限る。) 」に改める。

第18条を次のように改める。

(児童福祉施設基準省令の準用)

第18条 幼保連携型認定こども園基準府省令第13条の規定の例により、幼保連携型認定こ ども闌については、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて進用するものとする。

附則第5項の表中「において」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例第47条 第8号ア、イ及びカ」を「児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府 省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。)」に改め、附則第6項の表中「にお いて」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例」を「児童福祉施設基準省令」に 改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を ここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年高知県条例第 1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年 厚生労働省令第15号) 」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する 省令(令和元年厚生労働省令第32号)」に改める。

附則

この条例は、公布の目から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年10月18日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第18号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正す

第16条第2項の表中「(昭和35年政令第270号)」を「(昭和35年政令第270号。次項に おいて「政令」という。) 」に改め、同条第3項の表1の項中

法第97条の2	1,900円				
第1項第3号					
又は第5号に					
該当して同項					
の規定の適用					
を受ける場合					

を

法第97条の2 1,900円 (政令第33条の6 第1項第3号 の2第6号に掲げるやむを 又は第5号に | 得ない理由のため免許証の 該当して同項 更新を受けることができな の規定の適用しかった者に対する試験にあ を受ける場合 っては、800円)

に、

法第97条の2 1,900円 第1項の規定 の適用を受け る場合

を

る場合

法第97条の2 1.900円 (政令第33条の6 第1項の規定 の2第6号に掲げるやむを の適用を受け「得ない理由のため免許証の 更新を受けることができな かった者に対する試験にあ っては、800円)

10

账

に改め、同表4の項中

第一種運転免許又は第二種運 2,050円 (法第92条第1項 転免許に係る免許証

後段の規定により、1の種 類の運転免許に係る免許証 に他の種類の運転免許に係 る事項を記載してその種類 の運転免許に係る免許証の 交付に代える場合にあって は、2,050円に、当該他の 種類の運転免許に係る事項 を記載するごとに200円を 加えた額)

を

る免許証

項第3号に該 加えた額) 当して同項の 規定の適用を 受けたもの以 外の者に対す る交付の場合

第一種運転免 | 政令第33条の | 2,050円 (法第92条第1項 許又は第二種 6の2第6号 後段の規定により、1の種 運転免許に係しに掲げるやむし類の運転免許に係る免許証 を得ない理由した他の種類の運転免許に係 のため免許証 る事項を記載してその種類 の更新を受けしの運転免許に係る免許証の ることができ | 交付に代える場合にあって なかった者で は、2,050円に、当該他の あって、法第 種類の運転免許に係る事項 97条の2第1 を記載するごとに200円を

> 項第3号に該 加えた額) 当して同項の

政令第33条の 1,700円 (法第92条第1項 6の2第6号 後段の規定により、1の種 に掲げるやむ 類の運転免許に係る免許証 を得ない理由した他の種類の運転免許に係 のため免許証 る事項を記載してその種類 の更新を受けしの運転免許に係る免許証の ることができ | 交付に代える場合にあって なかった者で は、1,700円に、当該他の あって、法第|種類の運転免許に係る事項 97条の2第1 を記載するごとに200円を 規定の適用を 受けたものに 対する交付の 場合

に改め、同表 5 の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表15の項中「道路交通法施行 令」を「政令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定 により納付すべき手数料については、なお従前の例による。